

自教労働者

東京自動車教習所労働組合機関紙

発 行 者
 東京自動車教習所労働組合
 〒110-0003東京都台東区根岸4-11-10
 TEL03-3871-6470 Fax 03-3871-6473
 E-mail tdu@toujikyoo.or.jp
 URL http://www.toujikyoo.or.jp

秋闘勝利に向け、活動開始!



八王子中央支部 高齢者安全運転教室

9月28日(月)の休日に職場政策の一環として2班に分かれ高齢者安全運転教室とポスティングを行いました。天気にも恵まれ、高齢者の方は男性20名、女性6名の計26名、最高齢の方は85歳でした。安全運転教室の内容は、所内コースを使用しての運転実技講習、視力、視野測定、心肺蘇生法やAEDを用いた応急救護措置、自転車シミュレーション、夜間時の反射材を着用する効果、チャイルドシートに関する説明を実施し参加された方の安全意識を高めると共に地域の方との交流を深めることが出来ました。又ポスティングに於いても3000枚以上のチラシを配れたので今後の入所に繋がる事を期待しました。今後もこうした取り組みを継続する事が大切だと思います。

(八王子中央支部・中村明彦)

三多摩ブロック懇談会に22人参加

10月14日(水)八王子労政会館に、本部、新東京、町田、小金井、八王子中央支部から22名が集まり三多摩ブロック懇談会を開催しました。



懇談会では津田委員長の挨拶の後、各支部の入所の特徴や職場実態、繁忙期対策などの報告を行い、さらに、組織強化・拡大対策や秋闘・年末一時金闘争について論議しました。

懇談会後は、労政会館の会議室を借りて、仕出し弁当を食べながら交流会を行いました。

三多摩ブロック懇談会・八王子中央支部高齢者安全運転教室開催

東自教第10回ツーリング大会



小金井支部の仲間

10月19日、第10回ツーリング大会に12支部から総勢39名（二輪22台、四輪8台）の参加で、榛名湖に向けて走りました。昼食は水澤うどんで交流会を行い、食べ放題で5杯のうどんを食べた仲間もいました。天気にも恵まれ、他支部の仲間の交流が深まりました。



三多摩ブロック野球大会

10月5日(月)、スポーツの秋ということで町田市民球場にて、第3回三多摩ブロック野球大会が開催されました。チーム分けは、八王子中央VS小金井、新東京、



町田連合軍。連合軍が先行で試合開始。1回2回とも両チーム無得点の中、3回表に連合軍の安打が続き先制点。その後も点数を重ねて最終的に10対2で連合軍の勝利。みなさん、全力で走ったり、投げたり、打ったりと、野球を楽しんでいる様子が見受けられました。最後には、崎陽軒のシウマイ弁当を食べて、集まった皆さんと交流を深めていきました。三多摩ブロックでは次回11月に登山を予定しています。(町田支部 相澤翔太郎)

王子支部ツーリング大会 城北ブロック会議に 13名が参加



10月4日、秋晴れのとても気持ちの良い日に私たち王子支部は、総勢11人で日帰りのツーリングに行ってきました。当支部



のツーリングの目的は職員同士の交流はもちろんのこと、季節を感じ、グルメを堪能し、さらには山道のワインディングを快走する、という内容です。年に2回、春と秋の時期に行っています。

今回のコースは埼玉県飯能から群馬県の下仁田。今回、走行した国道299号線はツーリングでは打って付けのコースであり、埼玉県と群馬県の境では紅葉も始まり、空と空気で季節を感じ、路面とカーブでワインディングを堪能することができました。また、お昼には群馬県の道の駅、上野「JA上野村 琴平センター」で猪豚を使った、郷土料理をいただきました。（当日は日曜日で混雑をしていたので、もし訪れることがあるときは平日がおススメかも…）

今回は埼玉秩父から群馬下仁田とのコースでしたが、今後は栃木や茨城、千葉、または伊豆方面に一泊二日のツーリングも計画しようとしています。

（王子支部・渡辺嵩大）

10月25日、高円寺・ずどーんに4支部と日通労組、津田委員長の総勢13名が集まりブロック会議を開催しました。会議では主に入所状況の特徴や秋闘要求について報告が出されました。会議後は、10月に世田谷を退職をした久慈前執行委員（前支部長）の送別会を兼ねた交流会を開催しおおいに盛り上がりました。



10月9日、ホテルニューオータニで東京法律事務所の60周年記念レセプションが開催され、東自教からは熊谷書記長が参加しました。東京法律事務所は「平和と民主主義、基本的人権の擁護」を理念として掲げ、30人の弁護士が多くの労働事件を担当し成果をあげてきました。約900名の参加者がありましたが、坂本弁護士や岸弁護士、日本共産党の小池議員と自教業界の現状と課題や政治問題などで歓談出来ました。さらに、来年の参院選に立候補予定の山添拓弁護士とも歓談しました。

安倍政権は、「世界一企業が活動しやすい国」を目指すとして、労働法制の大改悪を進めており、10月29日「解雇の金銭解決制度」について、厚労省の検討会で議論が始まりました。

「解雇の金銭解決制度」は、たとえ判決により解雇が無効とされても、金さえ払えば労働者を企業から追い出すことを可能とする制度であって、解雇規制を骨抜きにする制度です。

この制度は、企業にとって好ましくない労働者を意図的に解雇することも可能となり、労働組合潰しのために利用される危険性もあります。

検討会には労使の代表のほか、規制改革会議で労働法制の改悪を求めてきた学者らが参加。事務局にも、規制緩和を推進する内閣官房・内閣府が加わり、規制緩和圧力を強める布陣となっています。

経済同友会の幹部は「グローバル化や少子高齢化で日本のシステムが立ちゆかなくなってきた。国際的な比較で議論したい」と述べましたが、OECDの雇用保護指標（2013年発表）では、日本の一般労働者の雇用保護は34カ国中低い方から10番目であり、国際的な比較では、むしろ日本の解雇規制は弱いといえます。

解雇の金銭解決制度

議論開始

解雇を規制し、労働者の権利確立こそ必要

一〇月二九日 厚生労働省の検討会

労働側は、「ルールを無視して解雇する経営者をいかに規制するかを考えるべきだ」、「裁判に勝っても就労請求権がないため職場に戻れず、あきらめて金銭解決せざるをえないのが実態だ」と述べ、解雇を規制し、労働者の権利確立こそ必要だと求めました。

労働者は、賃金を得るためだけでなく、生きがいや自己実現のために働いています。解雇の金銭解決制度は、労働者のすべての権利を支える雇用保障を奪うだけでなく、労働者の生きがいや自己実現の権利を奪い、個人の尊厳をも侵害するものであり、到底許されません。

政府が今なすべきことは、「解雇の金銭解決制度」等の検討を中止し、整理解雇4要件を法律化する等、解雇規制を強化することです。解雇の金銭解決制度は断固反対の声を上げていかなければなりません。

政府が今なすべきことは、「解雇の金銭解決制度」等の検討を中止し、整理解雇4要件を法律化する等、解雇規制を強化することです。解雇の金銭解決制度は断固反対の声を上げていかなければなりません。

政府が今なすべきことは、「解雇の金銭解決制度」等の検討を中止し、整理解雇4要件を法律化する等、解雇規制を強化することです。解雇の金銭解決制度は断固反対の声を上げていかなければなりません。

共同センター第10回全国交流集会

日時 12月6日（日）～7日（月）
場所 伊豆長岡・ニュー八景園
参加者 執行委員、次期役員候補者など
参加費 14,000円を予定（宿泊、会議代、交流費込）



写真は2013年の集会

※共同センターから参加者一人あたり5,000円の補助金を支給）
基調講演 江東総合総合法律事務所・蒲田弁護士、京自教労組・北尾委員長

(5) 自教労働者第98号

2015年11月1日